

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)に係る 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

本件評価は、しきい値判断においては、重点項目評価に該当するが、より適切な特定個人情報の保護を確保するため、全項目評価として実施するものである。

評価実施機関名

東京都知事

公表日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金支給事務(都内私立学校)
②事務の概要	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日法律第18号)に基づき、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるための高等学校等就学支援金の支給を行うための認定審査事務
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金支給事務支給認定・給付情報ファイル(仮称)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第91号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一第91号及び主務省令 同法第58条別表第二第103号及び主務省令 平成26年内閣府・総務省令第5号 平成26年内閣府・総務省令第7号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活文化局私学部私学振興課
②所属長	私学振興課長 蜂谷 典子
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か		
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か		
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]